

令和5年度第1回
宮崎市障がい者施策推進協議会会議録

開催日：令和5年11月15日（水）

開催：宮崎公立大学 交流センター 多目的ホール

(会 議 経 過)

議事 1 第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）について

※事務局より計画策定スケジュール、計画の概要について説明

〔議長〕

資料1は、まず策定のスケジュールについての説明であり、本会は表の11月中旬にある第1回施策推進協議会である。

本計画について本日協議を行い、12月開催予定である第2回施策推進協議会にて修正を加えた素案をもう1度示されることになる。

資料2については、この福祉計画の概要について説明いただいた。

この後、福祉計画の内容について説明があるが、障害者総合支援法において、都道府県及び市町村は、厚生労働省の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされているため、今回、国の基本指針に合わせて見直しを行い、成果目標、活動指針、数値目標などを設定している、そういった説明があると思う。

また計画の構成が第1章から第7章であることの説明があった。

それではスケジュールと概要について意見はあるか。

〔A委員〕

まずスケジュールであるが、来月に第2回施策推進協議会を開く予定となっているが、非常にタイトなスケジュールであり、パブリックコメントが終わってから、第2回協議会を開催することは考えられないのか。場合によってはパブリックコメント後に少し修正が必要になることもあるかもしれない。

ただ、どうしても協議会を2回しか開催できないとすれば、パブリックコメントを前倒しし、第2回協議会をその後に開催するという考え方もあるのではないか。

それからアンケートを見ると、障がい者団体で50%、障がい福祉サービス等事業所で37.7%という回答率であるが、これは本市の施策が非常に充実していて、そういった団体が素晴らしいと思い、意見がなかったということであれば、非常に高く評価すべきことであるが、そこは何か分析されているのか。

〔議長〕

スケジュールについてと、アンケート調査の回答率についての質問である。

〔障がい福祉課長〕

一点目の質問に関しては、パブリックコメント後に会議の開催か書面等での意見の聴取という形なのかは検討中であるが、委員の皆様から最終案に対するご意見をお聞きする予

定である。次の件については担当者から説明させていただく。

〔障がい福祉課員〕

アンケート調査の回答率についてであるが、設定した期間が短くなってしまったことが一つある。また、把握している障がい者団体に郵送で送り、一つ一つの団体に電話でアンケート回答のお願いを行ったが、その中には活動を休止していたり、活動を終了している団体もあった。また、アンケート調査の分量的にも負担が大きく答えづらいところもあったため、設問の組み立て方等に工夫が必要であったのではないかと考える。

事業所についても、今回、設問が非常に多岐にわたる項目であったため、負担が大きくなかなか回答率が上がらなかった要因の一つと考える。

また次回アンケートを実施する際の参考とさせていただく。

〔議長〕

アンケートについては事前の協議の中で、回答率が低かったため、団体一つ一つに電話した結果ということである。努力されていて、当然反省点があって、アンケートの内容等を今後工夫するということであり、前向きにとらえていただければと思う。

それともう一点の第2回協議会の開催時期については、今のスケジュールどおりということではよろしいか。

〔障がい福祉課長〕

第2回協議会については、今のところ12月開催予定であり、会長はじめ、各委員に日程調整を行い日時を決めていきたい。

〔議長〕

第2回協議会の開催時期については、パブリックコメントの前に開催した方がこの協議会の意見が生かされるのではないかという意見もあるし、パブリックコメントまで入れたものを最終的にこの協議会で確認したほうが良いという意見もある。

次の説明が終わった後に協議する時間をとりたいと思うがそれでよろしいか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔議長〕

他に何か質問等あるか。

〔B委員〕

国の基本指針に沿ってという形で、この計画は成果目標や活動指針を示しているが、本市独自の取組は考えていないのか。

〔障がい福祉課員〕

国の基本指針は市町村が計画を作る上で入れると望ましいというものであり、必ず入れなければいけないものではないが、これまでも国の基本指針に沿って計画を立てている。委員が言われたように市町村の障がい福祉計画、障がい児福祉計画であるため、市町村それぞれの状況に合った項目設定は、自由にできる部分もある。

障がい福祉サービスは国で決まっているサービスであるが、地域生活支援事業については、市町村独自の事業もあるため独自の目標値を設定している。今回新たに加えた部分の目標値もあるため、その部分で本市としての特色が出ていると捉えている。

〔議長〕

国の指針は、最低満たさなければならない数値であるということで、それに加えて地域生活支援事業で本市の独自の取組が出てくるということである。

他に質問がなければ次の説明に移りたいがよろしいか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔議長〕

それでは事務局より次の説明をお願いしたい。

※事務局より成果目標・見込値一覧について説明

〔議長〕

資料3を元に数値目標等について説明いただいた。資料4には、具体的な説明や理由等が書いてある。全て皆様が目を通すことは難しいと思うが、ご自分の専門的な部分を特に見ていただいて、ご意見をいただきたい。

〔C委員〕

資料3の7ページのNo.2 1. 2 2の就労支援についてだが、学校教育については内容が向上したと感じるが、卒業後のことについては、資料5アンケートに「行政と学校の連携が構築されていないためか、進路の選択肢が限られていたり、情報が当事者や家族に行き届いていないと感じる。また、学校の先生や相談員等の専門職が、積極的な情報収集と様々

な発信ができる知識や繋がりをこれまで以上に持っていただきたい。」ということを書いた。今後本市の子どもたちが卒業後も豊かな人生を歩めるよう、行政や関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っている。

〔障がい福祉課長〕

教育委員会と障がい福祉課、その他の関係者を含めた会議等で、必要に応じて意見交換等は実施しているところであるが、なかなか満足いただける成果というか、施策まで計画の中に入っているかというところはあるかと思う。

そういった中で意見を出し合いながら、少しでもよりよい対応ができるようにと考えているところである。

〔議長〕

今回は情報が当事者や家族まで届いていないというご意見であったが、先ほどサービスの実績見込等の説明はしていただいたが、サービスの利用者が少なく周知が足りていないと説明の中でもあったので、難しいことだが周知が課題であり、今後どうしていくかが大きな課題である。

今のアンケートでの問題も同じように、知らなかったという意見が多い。利用者は何らかのサービスを使いたい分からない、事業者はサービスを使ってもらえないといった噛み合っていないこともあるのではないかと。事務局は周知の点についてはいかがか。

〔障がい福祉課長〕

ただいま議長からお話があったが、この周知という部分が、私も非常に難しいところだと思っている。

市側としては、例えば市のホームページや、今は、SNS等様々な情報媒体があるので、そういったものをフルに活用して、しかも分かりやすい周知方法というのを日々考えながら努めていくのは当然である。行政としてできることを努力していきたい。

〔議長〕

アンケートも多岐に渡ると難しいと言われるし、広報するとしてももう少し絞ったり、分けたり工夫することで、市の独自の広報の仕方を考えることが必要かと思う。

〔障がい福祉課員〕

先程、行政と学校との連携の部分でご意見いただいたが、一つ、教育委員会と連携している取組についてご紹介だけさせていただく。

本市教育委員会は中学校が市内25校あり、特別支援教育連絡会という枠組みが元々あったが、令和3年度から福祉との連携というところでも積極的に活用していこうという考

えのもと、基幹相談支援センターを福祉の分野で取り組んでいるが、行政機関だけではなく、そのコーディネーターが中学の特別支援教育連絡会に必ず出席するという取組を開始している。

特別支援教育連絡会でこういったことが行われてるかということ、学校の先生や、保育園や幼稚園にも来ていただき、福祉制度の理解を深めてもらい連携していくために、福祉制度の案内であったり、例えば発達障がいについての理解をしていただいたりという場になっている。

本日、委員で来ていただいているF委員は基幹相談支援センターのスタッフであるが、こういった専門の職員が教育機関に出向いて福祉制度の理解の周知に努めているところである。

〔議長〕

他に何か意見はあるか。

〔A委員〕

これは質問ではないが、昨年度はこの会議に教育委員会にも出席してもらっていた。啓発とか教育普及を考えると、出席が必要ではないかと思う。

まず、資料4の2ページの上から3行目をみると、「障がい種別による格差が生じないようにサービスの充実を図ります。」とあるが、私は高次脳機能障がいの当事者や家族をみると、非常に進んでいないと感じる。

このことから三つ質問があるが、一つは現段階では障がい種別による格差はあると認識されているのか、ないと認識されているのか。もし格差が生じないようにするというのであれば、どの障がい者に対しても、最低これぐらいのことはきちんとサービスとしてやるという裏付けがあり素晴らしいことだと思う。最低どれだけのサービスを行えば、格差がないという認識をされるのか。それはどこに数値目標として出てくるのか、それを伺いたい。

〔障がい福祉課長〕

まず、ご意見のあった箇所については、「3基本指針における基本的理念」の中の文章になるが、この内容は国の基本指針で定める基本理念の内容をまとめている箇所である。

高次脳機能障がいについては、具体的な事業は本市においてはまだ実施できていない状況にある。そういった点からすると、例えば高次脳機能障がいについては、十分なサービスが行き届いているか、格差が生じていないのかという思いは当然あると考えている。格差がないとは言えないと思っている。それについては、対応しなければいけないと考えているところである。

高次脳機能障がいにかかる具体的な数値については、本市としては持ち合わせてない状

況である。この辺りも、県と連携しながら必要な情報を提供いただき対応していければと思っ
ている。

〔A委員〕

ぜひ実態を知っていただいて、ご支援をいただきたいと思っている。手帳のことを課長
がお話されたが、例えば資料4の5ページに障がい者の状況があるが、身体障がい者手帳
の交付のところは障がい種別ごとに分かれているが、次の6ページを見ていただくと、精
神障がい手帳は一括りである。

高次脳機能障がいは精神障がいに含まれるが、ここでデータとして出ていない。という
のも、手帳では確認することができないため、申請要件を審査しないとそこまで見えない
ことはあると思うが、何かをやろうとすれば、そこまでしっかりみていただきたい。

もう一つ。アンケート調査に熱い思いをもって、会員に照会をかけてアンケートを出し
た。ところが、2か所ほど文言としては書いてあるが、実際にどこかで形が見えるという
ところが私が見た場合ほとんどない。

例えば第4章の数値目標、第5章の見込値は、様々なデータを積み上げて、その数字を
出されているはずである。

そうなると、一番障がい福祉サービスが行き届いてないところをきちんと見極めて、そ
こはこういう手を打って、数値目標の積算数字はこれだけ上がるという予想をして計画
を作るべきだと私は考える。

では、高次脳機能障がいは、ここでどこに数値として含まれているのか、それが見えな
い。

例えば、先ほど説明があった精神障がい者の活動指針において、精神障がい者の自立訓
練の話が重点としてあるという話があるのは、なかなか民間で実施できる事業者がない
ため県の事業として実施している。そういうことを考えると、民間にそこを広げていき、
これだけ数字を積み上げるから8年度にはこれだけの数字になるというように、計画をぜ
ひ作って欲しいと思う。

国からの指針を受けて計画を作ることは非常に大事であるが、現場の市民にとって行政
の最前線は市町村だと思う。市民の状況を見ていただき、そこでどういう困り感があっ
て、どういう手だてをして手を打つかということで計画を作っていると思うが、高次脳機能障
がいについてはそのあたりの積算はされているのか。

〔障がい福祉課長〕

先ほどのご質問の回答でも申したとおり、本市が主体として実施してる事業は無い状
況であり、データ等も持ち合わせていないと回答したところである。

アンケートについては、十分に反映されていないということであるが、申し訳なく思っ
ている。

他の数値目標とか見込値を出しているものが、高次脳機能障がいについては本市としては出せない現状がある。

私も調べたが、ある自治体では、高次脳機能障がいという項目を出して、具体的な数値等は出ていないが、例えば県や関係機関との連携をしていく等の表現で書かれているものもあった。そういった表現であれば、この計画にも載せることはできるのではと個人的には考えたところである。そこはしっかりと協議し考えていきたい。

〔A委員〕

国が言っているとおりには作らなくてはいけないことはないと思うので、ぜひ高次脳機能障がいのことも書いていただきたい。

また、精神障がいの方の就労移行にしても、当然その中には高次脳機能障がいの当事者の方も対象になるが、そこをどれくらい見込んでいるかをもう少し調べていただき分かるような形で、次回示していただくとありがたい。

〔議長〕

数値的なデータは、国とか県は関係なく出るであろうし、一方でこれまで把握できがしていなかったということもあろうかと思う。この計画に載せる載せないの以前に、どういう状況かを理解しないといけない。

私も昨年度高次脳機能障がいについての話が出た時に、まだ周知されておらず、知らない人が多いとあったので、その理解のためにもある意味本市独自という形で行ってもよいと思った。

それとアンケートについては、せっかくアンケートをとったのに反映されていないというのは、回収率が30%か50%とかの問題ではなく、100%取ったとしても、結果反映されないのであれば、何のためのアンケートかという話になってしまう。この項目でしっかりと反映されてるといような形で処理された方がいいのではと思う。やはり期待が大きい計画であるため、よろしく願いしたい。

他に意見等あるか。

〔C委員〕

アンケートの3枚目、障がい児通所支援全般に書かれていることであるが、今年9月の話であるが、ある医療型児童発達支援事業所のオーナーに手伝いをお願いしたいと言われた。私は看護師の免許を持っており、総合病院でしか働いたことはなく、そういった事業所での技術の経験はない。実際、お願いされても私も経験がないし、そういった特殊なところであるため、一度打ち合わせをしたいという話をした。

ある日、その事業所に所属する看護師のフォローをして欲しいため、今日手伝いをお願いしたいと連絡があった。行ってみると、いるはずの保護者が1人もおらず、スタッフも

看護師もいない中で、ただ技術をするように要請され、急がされ分からないまま医療行為を行った。国家資格を持っているため、技術に関しては、ある程度初めてのことでも行えるが、ただ、私が医療行為を行った子どもたちは性別や名前、身体的な特性も分からないまま、医療行為を行い、またそのお手伝いの際に免許の提示を求められることもなく、サイン等をすることもなかったためずっと気になっていた。

障がい福祉課や様々なところに相談したが、この状況が本当に悪い事態で、悪質な事業所があるという認識が、監査の順番が回ってこない、コロナ禍で十分な監査が行えていないなど、障がい福祉課の担当に伝わらないことが不思議である。

私はその後、保護者へ謝りの電話をさせていただき、こういうことがあったと伝えたが、保護者は私が手伝えることは聞いていたが、医療行為を私が行ったことは知らなかった。

これまでも看護師はそういった医療行為を強制されたことで、たくさんの思いがあったのではと想像をしている。元々、看護師が福祉の現場に配置されることは少ないのに、こういったことがあると、技術のある看護師は二度と福祉の現場には戻らないのではないかと心配をしている。様々な事業所の中で、コロナ禍で見えなかった問題が悪い形で表面に出ってしまう恐れがあることを考えると、将来的にもう少し広い形で社会で監査するということも必要だと考える。

監査を行う人の中には看護協会も含めて、市の見解だけではなく、技術等を情報共有する講座や研修を行い、そこに加算定数を設けて、安心して子どもを見守ることができるシステムができれば、医療的な行為が必要になっても子どもたちが助かると思う。また、そういった管理をしていく施設には報酬を得られるようにすることも必要なのではないかと思う。

〔障がい福祉課長〕

今ご意見をいただいたことについては、やりとりの対話の中で、市側が至らなかったことがあったのではないかと思うが、そこは大変申し訳なく思っている。

結果、このことについては、障がい福祉課及び指導監査課の方で確認等を行い、C委員にもご報告の連絡があったかと思うが、今対応しているところである。

このお話以外にも、そういった事業所側への相談等があれば引き続き対応していきたいので、またご相談いただきたい。

〔議長〕

もう一つ大きな議題があるため、この議題に関してはここまでとさせていただく。追加でご意見・ご質問ある際は、個別で事務局が対応するということであるため、お願いしたい。

それでは、提案者であるA委員に「宮崎市障がい者施策推進協議会」会議のあり方についての説明をお願いしたい。

議事 2 「宮崎市障がい者施策推進協議会」会議のあり方について

※A委員より説明

〔議長〕

ありがとうございました。

三つのご提案に対する対応を事務局から説明をお願いしたい。

〔障がい福祉課長〕

まず、こういったご提案を委員にさせてしまったことを大変申し訳なく思う。こちらの不手際等もあり申し訳ございませんでした。

提案1の件については、提案どおり事前に各委員に複数案を提示し、一旦その結果を集計し取りまとめた上で、例えば委員の出席が一番多い日に調整するなど、そういった手続きを取りたい。

次に提案2について、今年度の開催は第1回が今日になってしまった理由として、今回の協議会の内容が障がい福祉計画の策定がメインとなっていることから、国の指針が示される時期を待ち、その後の作業ということで結果的にこの時期になってしまった。

これまでは、この協議会の委員の就任期間が2年間であり、7月からの就任ということで、大体7月8月頃の開催としていたが、先ほど説明した理由があつて、本年度は、本日11月という大変遅い時期の開催となったため大変申し訳なく思う。

この件についても、委員の提案どおり、委員の就任時期が7月であるため、7月8月頃になるかと思うが、早期の開催に努めていきたい。

提案3については、まず当初、昨年度の会議の中で第3回協議会はパブリックコメントの意見を踏まえて最終案を固めてからの開催ということで予定し、委員の皆様にも説明をしていた。

ただ、開催が年度末の時期となったこともあり、結果的に書面開催ということで文書はお送りしたが、最終案に対する委員の皆様のご意見の聴取は、最低限行わなければならなかったが、結果として行うことができなかった。

委員が発言されたとおり、3月に協議会を書面開催とはいえ開催したとしたところは、事実と反することであつたと反省している。大変申し訳ございませんでした。

今後については、先程障がい福祉計画の策定について、冒頭でスケジュールをご説明したが、今お示してるスケジュールでは、パブリックコメントが終わって策定としているが、本日の委員のご意見等も踏まえて、スケジュールの調整、確認をもう一度させていただきたい。

今のところは12月に第2回協議会を開催し、パブリックコメントの前にご意見をいただき、パブリックコメントにかけるという流れで考えているが、その流れを含めて再検討させていただき、委員の皆様にご連絡したい。

〔議長〕

私もリードしていかなければならない立場にあるがなかなかできず、昨年度の協議会の開催については申し訳ございません。

今日の協議会は、説明にもあったように、様々な市の方針や指針を示す大事な会議であるため、意見等あればお願いしたいがいかがか。

〔C委員〕

私も気になる点があって、議事録署名人になった時に、議事録の承認をする前にパブリックコメントが実施されてしまった。こちらからそのことについて質問すると、署名をお願いされたので、私は承認しないため署名はできないと言った。

先ほどの話の事業者のオーナーの件も、監査が入るという話をしたら、看護師免許の提出とサインを求められたが、最後に書類さえ整っていればよいのか、そこがすごく疑問に思った。書類さえ整っていれば、すべてが収まると思っているのかと感じた。

〔D委員〕

国の数値目標ということ为先ほどからずっと言われているが、それは当然だと思うし、それがまず根底になればいけないのだろうと思うが、今回、この資料見せていただき、どれも市の積極的な意見が全然出てないのは少し残念だと思う。

今回の会議でこういう指摘があったように、全てにおいて市が消極的だという印象を持っている。数値目標プラスアルファの部分が欲しいと思う。

あとは、やはりこういった計画は本当に大事なものであるし、数字でしか表せないものであると思うが、一番大事なのはやはり障がいがある当事者たちの気持ちである。

ここだけは置いていかれないようお願いしたい。

〔障がい福祉課長〕

今回は7月までのデータや国の指針に基づいた数値を出させていただいた。委員のご意見等踏まえて、これからまた検討したい。

〔議長〕

これから3年間、本市としてはこれをやっていくという市の独自性を出していただきたい。今回様々な意見をいただいたので、可能であるところを反映させていただければと思う。よろしくお願いしたい。

また、今後のスケジュールであるが、最初の予定どおり第2回協議会を12月の下旬にするのか、それともパブリックコメントが終わった3月になるのか。

〔障がい福祉課長〕

まず、パブリックコメントまでの今ご提示している12月から2月までのスケジュールであるが、協議等もしたが、そこはスケジュール上は変更が難しい。あとは、第3回目協議会が、対面か書面かそういったことも検討したいと思うが、最終案についての委員のご意見の聴取の場は設定したい。

〔議長〕

第2回協議会を12月に開催し、パブリックコメント後に第3回協議会を開催するかもしれないという説明である。

〔障がい福祉課長〕

併せて、12月の協議会についてはご意見をいただいたので、3案ほど日程の案を出し、出席可能である委員が一番多い日を設定し、またご連絡したい。

〔議長〕

先ほどの案は12月は協議会を開催せずに、パブリックコメントの後にこの第2回協議会を開いてもいいのではないかとということであったが、それは難しいのか。

〔障がい福祉課長〕

パブリックコメントは市の案として出すため、委員の皆様にご提示せずにパブリックコメントを出すということにはできない。

〔B委員〕

スケジュールにある素案の修正とは何か。

〔障がい福祉課員〕

この協議会でいただいたご意見を踏まえた数値等の修正のことである。

〔B委員〕

意見を踏まえた修正は、とても膨大になる可能性もある。そういった想定はしてあるのか。逆に今日出た意見であれば、すぐに修正をかけることは可能であり、パブリックコメントにかけることを早めることもできるのではないか。

〔E委員〕

パブリックコメント後にこの協議会を開いて、計画の修正はできるのか。私の認識だと、パブリックコメントは最終案であると思っていた。そのため、第2回協議会で最終案を固

めて、パブリックコメントにかけるという認識であった。パブリックコメント後にまたこの協議会で修正を加えることができるのか。

〔障がい福祉課長〕

パブリックコメント後に最終案ができ上がるため、その後協議会を開く、もしくは書面会議で委員からご意見をいただいた際に、軽微な修正は可能であるが大幅な修正は難しい。計画の修正だけではなく、計画に対するご意見を委員からいただく機会をつくりたい。

〔議長〕

ただいまの説明を整理すると、協議会の開催が2回/年と、3回/年の2案があるということでしょうか。

〔障がい福祉課長〕

はい。

〔議長〕

12月に第2回協議会が開催される場合には、今日の意見と自立支援協議会の意見を反映し、12月下旬に開催予定である本協議会議に修正案を出し、仮に承認を経た場合はパブリックコメントに出す。また、パブリックコメントで意見があったものに対して、微調整をかけて普通ならここで完成であるが、完成したものをもう1回協議会に確認し、パブリックコメントでこういう意見があったのでここを修正したという確認まで行くと、3回協議会が必要になる。

E委員が言われたのは、この協議会を経て最終案をパブリックコメントに出すため、パブリックコメント後は軽微な修正だけであり、この協議会に再度出さなくてもいいのではないかという意見である。

〔E委員〕

パブリックコメント後に委員それぞれ意見が出るのはよいが、そこで大幅な修正をしてしまうと、一部の我々協議会のメンバーだけで計画を変えてしまったと言われるのではないか。手続き上大丈夫なのか。

〔障がい福祉課長〕

パブリックコメントを出す前には、本協議会にお示ししたいので、本来のスケジュールどおり12月下旬に第2回協議会を開催したい。

〔議長〕

それでは、12月下旬に第2回協議会が開催予定であることが一つ、そしてパブリックコメント後に最終確認で書面なのか対面なのかは分からないが、再度本協議会が開かれる予定であるということによろしいか。

〔障がい福祉課長〕

はい。

〔A委員〕

この計画は最終的には、議会承認で決まるのか、市長決裁なのか。

〔障がい福祉課長〕

市長決裁である。

〔議長〕

それでは、また12月下旬の第2回協議会の際に、パブリックコメント後の協議会のことについてはご説明いただくこととする。以上をもって、議事を終了する。

委員の皆様、会の進行にご協力いただきありがとうございました。